

南相馬市条例第 号

南相馬市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

南相馬市消防団設置等に関する条例（平成18年南相馬市条例第180号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(消防団員)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2～4 【略】</p> <p><u>5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、消防団長以外の消防団員は、分団長の推薦に基づき市長の承認を得て消防団長が任命する。</u></p> <p style="text-align: center;">(定員)</p> <p>第5条 消防団員の定員は、<u>1, 075人</u>とする。</p> <p>2 【略】</p> <p><u>3 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。以下「政令」という。）第4条第1項第1号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の消防団員の定員とする。</u></p> <p><u>4 政令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の定員から別表第1の機能別団員の</u></p>	<p style="text-align: center;">(消防団員)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2～4 【略】</p> <p style="text-align: center;">(定員)</p> <p>第5条 消防団員の定員は、<u>1, 356人</u>とする。</p> <p>2 【略】</p>

定員を減じた数とする。

(報酬)

第15条 【略】

2～4 【略】

5 前2項の規定による報酬の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第1 (第4条、第5条関係)

消防団員の階級及び職名別定員

階級	職名	定員
消防団長	消防団長	1
副消防団長	副消防団長	2
	区団長	3
分団長	分団長	11
	訓練指導員	5
副分団長	副分団長	10
	副訓練指導員	13
	庶務担当	13
部長	部長	63
班長	班長	107
団員	団員	555
	機能別団員	292

別表第2 (第15条関係)

区分	報酬 (年額)	
消防団長	250,000円	
副消防団長	副消防団長	195,000円
	区団長	170,000円
分団長	100,000円	
副分団長	76,000円	
部長	55,000円	

(報酬)

第15条 【略】

2～4 【略】

別表第1 (第4条、第5条関係)

消防団員の階級及び職名別定員

階級	職名	定員
消防団長	消防団長兼区団長	1
副消防団長	副消防団長兼区団長	2
	副区団長	4
分団長	分団長	12
	訓練指導員	5
副分団長	副分団長	12
	副訓練指導員	14
	区団庶務	3
	分団庶務	12
部長	部長	97
	ラッパ部長	3
班長	班長	153
	ラッパ班長	5
団員	団員及び機能別団員	1,004
	ラッパ手	29

別表第2 (第15条関係)

区分	報酬 (年額)	
消防団長	250,000円	
副消防団長	副消防団長兼区団長	240,000円
	副区団長	140,000円
分団長	100,000円	
副分団長	76,000円	
部長	55,000円	

班長		46,500円
団員	団員	36,500円
	機能別団員	10,000円

別表第3（第16条関係）

区分	支給単位	出動報酬
火災、水害、その他の災害現場に出動した場合	2時間未満	2,000円
	2時間以上4時間未満	4,000円
	4時間以上	8,000円
行方不明者捜索に出動した場合	2時間未満	2,000円
	2時間以上4時間未満	4,000円
	4時間以上	8,000円
警戒のため出動した場合	1日につき	3,500円
訓練のため出動した場合		
訓練指導員が訓練指導のため出動した場合		

班長	班長	46,500円
	ラッパ班長	37,000円
団員	団員	36,500円
	ラッパ手	27,000円
	機能別団員	10,000円

別表第3（第16条関係）

区分	支給単位	出動報酬
火災、水害、その他の災害現場に出動した場合	2時間未満	2,000円
	2時間以上4時間未満	4,000円
	4時間以上	8,000円
行方不明者捜索に出動した場合	2時間未満	2,000円
	2時間以上4時間未満	4,000円
	4時間以上	8,000円
警戒のため出動した場合	1日につき	3,500円
訓練のため出動した場合		
機械整備のため出動した場合		
訓練指導員が訓練指導のため出動した場合		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の南相馬市消防団設置等に関する条例の別表第1に定める階級の職務にある者は、改正後の南相馬市消防団設置等に関する条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日から令和12年3月31日までの間、従前の階級に任命することができるものとする。